

コンサルタント業務の発注対象部門の決定基準

建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務（登録項目の中項目を建設コンサルタントとするものに限る。以下同じ。）及び補償関係コンサルタント業務（登録項目の中項目を補償コンサルタントとするものに限る。以下同じ。）については、入札参加資格審査において、それぞれの業務内容を細分化したものを小項目として、当該小項目ごとに申請を受け付け、有資格業者登録名簿に登録している（土木関係建設コンサルタント業務については建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）、補償関係コンサルタント業務については補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日付け建設省告示第1341号）にそれぞれ規定される登録部門に準拠）が、当該小項目ごとの業務内容を以下のとおり示すので、これらの業務の発注事務については、十分留意のうえで処理を行うこと。

記

第1 建築関係建設コンサルタント業務の小項目ごとの業務内容

小項目 (全15部門)	業務の内容
1. 建築一般	建築工事を目的として、建築物の設計（設計の変更を含む。）を行い、設計図書を作成する業務
2. 意匠	建築物の外観、内装などをデザインする業務
3. 構造	建築物の構造設計、構造計算等を行う業務
4. 暖冷房	建築物の暖冷房設備に関する設計を行う業務
5. 衛生	建築物の衛生設備に関する設計を行う業務
6. 電気	建築物の電気設備に関する設計を行う業務
7. 建築積算	建築工事に係る工事費等を積算する業務
8. 機械積算	建築物の機械設備工事に係る工事費等を積算する業務
9. 電気積算	建築物の電気設備工事に係る工事費等を積算する業務
10. 工事監理(建築)	建築一式工事の監理業務
11. 工事監理(電気)	建築物の電気設備工事の監理業務
12. 工事監理(機械)	建築物の機械設備工事の監理業務
13. 調査	建築物に関する調査及び鑑定を行う業務
14. 耐震診断	建築物の耐震診断を行う業務
15. 地区計画及び地域計画	建築物のデザイン及び配置に基づく地区又は地域の景観等の整備計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価又は助言を行う業務

第2 土木関係建設コンサルタント業務の小項目ごとの業務内容

小項目 (全 21 部門)	業務の内容
1. 河川、砂防及び 海岸・海洋	(1) 治水利水計画、砂防計画又は海岸保全計画に関する調査、 企画、立案、環境影響評価又は助言 (2) 河川（ダムを含む。）、砂防（地すべり防止を含む。）又は海 岸・海洋に関する工事の設計又は監理
2. 港湾及び空港	(1) 港湾計画又は空港計画に関する調査、企画、立案、環境影 響評価又は助言 (2) 港湾又は空港に関する工事の設計又は監理
3. 電力土木	(1) 電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価又 は助言 (2) 発電用のダム、発電用の水路構造物等に関する工事の設計 又は監理
4. 道路	(1) 道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価又は助 言 (2) 道路に関する工事の設計又は監理
5. 鉄道	(1) 鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価又は助 言 (2) 鉄道（鋼索鉄道を含む。）に関する工事の設計又は監理
6. 上水道及び 工業用水道	(1) 上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、 立案、環境影響評価又は助言 (2) 上水道又は工業用水道に関する工事の設計又は監理
7. 下水道	(1) 下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価又は 助言 (2) 下水道に関する工事の設計又は監理
8. 農業土木	(1) かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、 企画、立案、環境影響評価又は助言 (2) これらに関する工事の設計又は監理
9. 森林土木	(1) 治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、 立案、環境影響評価又は助言 (2) これらに関する工事の設計又は監理
10. 水産土木	(1) 漁港計画又は沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環 境影響評価又は助言 (2) 漁港若しくは沿岸漁場に関する工事の設計又は監理
11. 廃棄物	(1) 廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価 又は助言 (2) 廃棄物処理施設に関する工事の設計又は監理

12. 造園	(1) 公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価又は助言 (2) 公園緑地に関する工事の設計又は監理
13. 都市計画及び地方計画	(1) 都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価又は助言 (2) これらに関する工事の設計又は監理
14. 地質	事業別の部門に係る地質に関する調査、企画、立案又は助言
15. 土質及び基礎	(1) 事業別の部門に係る土質に関する調査の企画、立案又は助言 (2) 事業別の部門に係る構造物の基礎又は土の構造物に関する企画、立案又は助言 (3) これらに関する工事の設計又は監理
16. 鋼構造及びコンクリート	(1) 事業別の部門に係る鋼構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート又はコンクリート構造に関する調査、企画、立案又は助言 (2) これらに関する工事の設計又は監理
17. トンネル	(1) 事業別の部門に係るトンネル構造に関する調査、企画、立案又は助言 (2) これらに関する工事の設計又は監理
18. 施工計画、施工設備及び積算	(1) 事業別の部門の工事実施に関する調査、企画、立案又は助言 (2) 工事実施の監理又は工事実施のための調査、設計、積算若しくは建設マネジメント
19. 建設環境	(1) 前記6から11を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案又は助言並びに環境影響評価 (2) 自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計又は監理
20. 機械	(1) 事業別の部門の工事実施のための機械の調査又は設計 (2) 事業別の部門に必要な機械の調査、設計又は監理
21. 電気電子	(1) 事業別の部門に係る電気通信に関する調査、企画、立案又は助言 (2) これらに関する工事の設計又は監理

第3 補償関係コンサルタント業務の小項目ごとの業務内容

小項目 (全8部門)	業務の内容
1. 土地調査	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務
2. 土地評価	(1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務 (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務
3. 物件	(1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務 (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務
4. 機械工作物	機械工作物に関する調査及び補償金算定業務
5. 営業補償・特殊補償	(1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務 (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
6. 事業損失	事業損失※に関する調査及び費用負担の算定業務 ※ 事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。
7. 補償関連	(1) 意向調査※1、生活再建調査※2その他これらに関する調査業務 (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務 (3) 事業認定申請図書の作成※3業務 ※1 意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。 ※2 生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。 ※3 事業認定申請図書の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前協議を行うための協議資料（事業認定申請図書（案））の作成及び事業認定庁との事前協議の完了に伴う本申請図書等の作成をいう。
8. 総合補償	(1) <u>公共用地取得計画図書の作成業務</u> (2) <u>公共用地取得に関する工程管理業務</u> (3) <u>補償に関する相談業務</u> (4) <u>関係住民等に対する補償方針に関する説明業務</u>

	<p>(5) <u>公共用地交渉業務※4</u></p> <p><u>※4 公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。</u></p>
--	--

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。